ネイチャリングルーム プログラミング教室テキスト使用約款

ネイチャリングルーム株式会社(以下、甲と呼ぶ)とテキスト購入者(以下、乙と呼ぶ)は、乙が 代金を決済した時点で、本契約が成立したものとする。

第1条 (定義)

プログラミング教室: 甲が提供する教材を用いて、プログラミングの授業を行う教室。

教材: プログラミング教室のテキストに加え、プログラムファイル、画像ファイルなど テキストに付随するもの。

会員サイト: 甲が乙のためにインターネット上に設置しているホームページ。

第2条 (開業)

- 1. 乙は、プログラミング教室を開業する際、所在が異なる1教室につき最低1冊、テキスト を購入しなければならない。
- 2. 乙は、オンラインでプログラミング教室を開講する際、甲の教材を使用することができない。

第3条 (生徒募集と広告宣伝)

- 1. 甲は乙の教室の生徒募集ならびに広告宣伝は行わない。
- 2. 乙はネイチャリングルームの商標、商号を利用して生徒募集を行うことはできない。

第4条 (テキストの販売)

- 1. 甲は、乙に対し、乙の生徒向けのテキストを後記の販売価格にて販売する。
- 2. 乙は、乙の生徒に対し、テキストを後記の定価にて販売しなければならない。
- 2. 甲は、乙の生徒向けテキストの定価および卸値を、乙に予告なく変更することがある。
- 3. 甲は、乙に対し、乙の講師向けのテキストを後記の販売価格にて販売する。
- 4. 甲は、乙の講師向けテキストの販売を、乙に予告なく変更することがある。
- 5. 甲は、乙に対し、テキストを販売する際、乙から申し込み内容に基づき、テキストに記名 印字する。

第5条 (教材の提供)

- 1. 甲は、乙に対し会員サイトを通じて教材を提供する場合がある。
- 2. 乙は、乙の責任において会員サイトから必要な教材をダウンロードし使用する。

第6条 (改変・複製の禁止)

乙は、甲から購入した教材を、甲の承諾なく改変もしくは複製することはできない。

第7条 (目的外使用の禁止)

乙は、甲から購入した教材を、乙のプログラミング教室で乙の生徒に対し、乙もしくは乙の使用者が教える場合のみ、使用できる。有償、無償を問わず生徒以外へ本教材の使用はできない。

第8条 (電子的提供の禁止)

乙は、甲の会員サイトで閲覧もしくはダウンロードした情報を、乙の生徒を含む 何人に対しても電子的に提供することはできない。ダウンロードした情報には、教材を含み、 明確に「電子提供可」と書かれた教材以外の電子的提供はできない。

第9条 (アップロードの禁止)

乙および乙の生徒は、プログラミング教室テキストを参照して、作成または改変した 成果物をインターネットに公開してはならない。

なお、インターネットには Scratch のウェブサイト (https://scratch.mit.edu/) を含む。

第10条 (乙の責任)

- 1. 乙の業務遂行上生じた問題については、乙の責任において処理することとする。
- 2. 乙が使用者を通じて、プログラミング教室を行う場合、乙は使用者の責に帰する ことによって、乙の責任を免れない。

第11条 (秘密保持)

1. 乙は、本業務の履行過程において甲より受領するあらゆる情報を秘密情報として厳にその機密を保持し、本業務遂行の目的のみに使用する。乙は、本業務遂行のために必要な範囲で弁護士、税理士、公認会計士に開示すべき場合(こ

れらの者にも本条と同じ義務を課すことを前提とする。)を除き、甲の同意なく、第三者に対しかかる秘密情報を開示または漏洩してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 甲から提供または開示された時点で、既に公知となっていた情報
- (2) 甲から提供または開示された後、自己の責めによらないで公知となった情報
- (3) 甲から提供または開示された時点で、既に甲に対して秘密保持義務を負う ことなく保有していた情報
- (4) 法律または契約に違反することなく第三者から提供または開示された情報
- 2. 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に 渡り、効力を有するものとする。

第12条 (契約の解除)

- 1. 甲または乙は、他の当事者が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することができる。
- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたに も関わらず、相手方がその違反を是正しないとき
- (2) 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開 始の申立があったとき

- (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ず る手続があったとき
- (5) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不 渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
- (6) 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者 へ譲渡し、またはしようとしたとき
- (7) その他前各号に類する事情が存するとき
- 2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第13条 (反社会的勢力との取引排除)

- 1. 甲および乙は、次に定める事項を表明し、保証する。
- (1) 自己および自己の役員・株主・従業員・再委託を含む委託先(以下「関係者」という)が、暴力団、暴力団関係者もしくはこれに準ずる者またはその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という)でないこと
- (2) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
- (3) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、 反社会的勢力の維持運営に協力または関与しないこと
- (4) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
- (5) 自己が自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の関係者に対し、

暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係者の名誉 や信用を毀損せず、また、相手方および相手方の関係者の業務を妨害しないこと

2. 甲および乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他手続を要しないで、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。 この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

第14条 (損害賠償)

- 1. 甲または乙の本契約違反によって、相手方が損害を受けた場合、相手方は、 その実損害額の賠償請求を行うことができる。
- 2. 乙の責に帰する事由によって、甲の設備、備品、その他の所有物に損傷を与えるも しくは紛失した場合は、甲は乙にその実損害額の賠償請求を行う。

第15条(合意管轄)

この契約に関する紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易 裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条(協議)

本契約に定めのない事項および疑義が生じた事項については、両当事者協議の

記

1. 乙の生徒向けテキスト販売価格

コース	卸値(税込)	定価(税込)
初級	7700円	9800円
中級	11000円	19800円
上級	11000円	19800円

2. 乙の講師向けテキスト販売価格

コース	卸値(税込)	定価(税込)
初級	卸値販売なし	19800円
中級	卸値販売なし	19800円
上級	卸値販売なし	19800円

甲 神奈川県川崎市麻生区細山1丁目3番9号

ネイチャリングルーム株式会社

代表取締役 棚橋 一也